

佐賀県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年九月十一日から平成二十一年十月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 佐賀脊振線	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松一〇一番二地先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松一三〇番一二地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松一三〇番一二地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	前	後
	二八・〇 一六・六	二三・六 一六・六
	一一三・四	一一三・四